

【公表内容】

物品又は役務の名称及び数量 (1) 名称 (2) 物品調達又は業務内容 (3) 物品調達時期又は履行期間 (4) 履行場場所 (5) その他	(1) 樹木伐採及び草刈処分業務 (2) 岩国市飯田町二丁目周辺での上記作業 (3) 令和8年11月5日～令和8年12月28日の間 (4) 岩国市飯田町 地内 約500m²
見積書を提出させる者の選定に係る基準 (契約申込に要する資格)	○障害者総合支援法に規定する ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・障害福祉サービス事業を行う事業所として指定されている施設 ○障害者基本法に規定する小規模作業所 ○上記施設に準ずる者として、知事の認定を受けた者 ○山口県内に事業所を有すること
契約相手方の決定の方法	(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方とする。 (2) 見積書の提出が1者のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるかを確認の上、当該の者を契約の相手方とする。
見積書の提出方法	(1) 提出期限 令和8年11月4日正午 (2) 提出先 住 所：岩国市新港町四丁目 26-5 所 属：岩国港湾管理事務所 連絡先：0827-22-2271

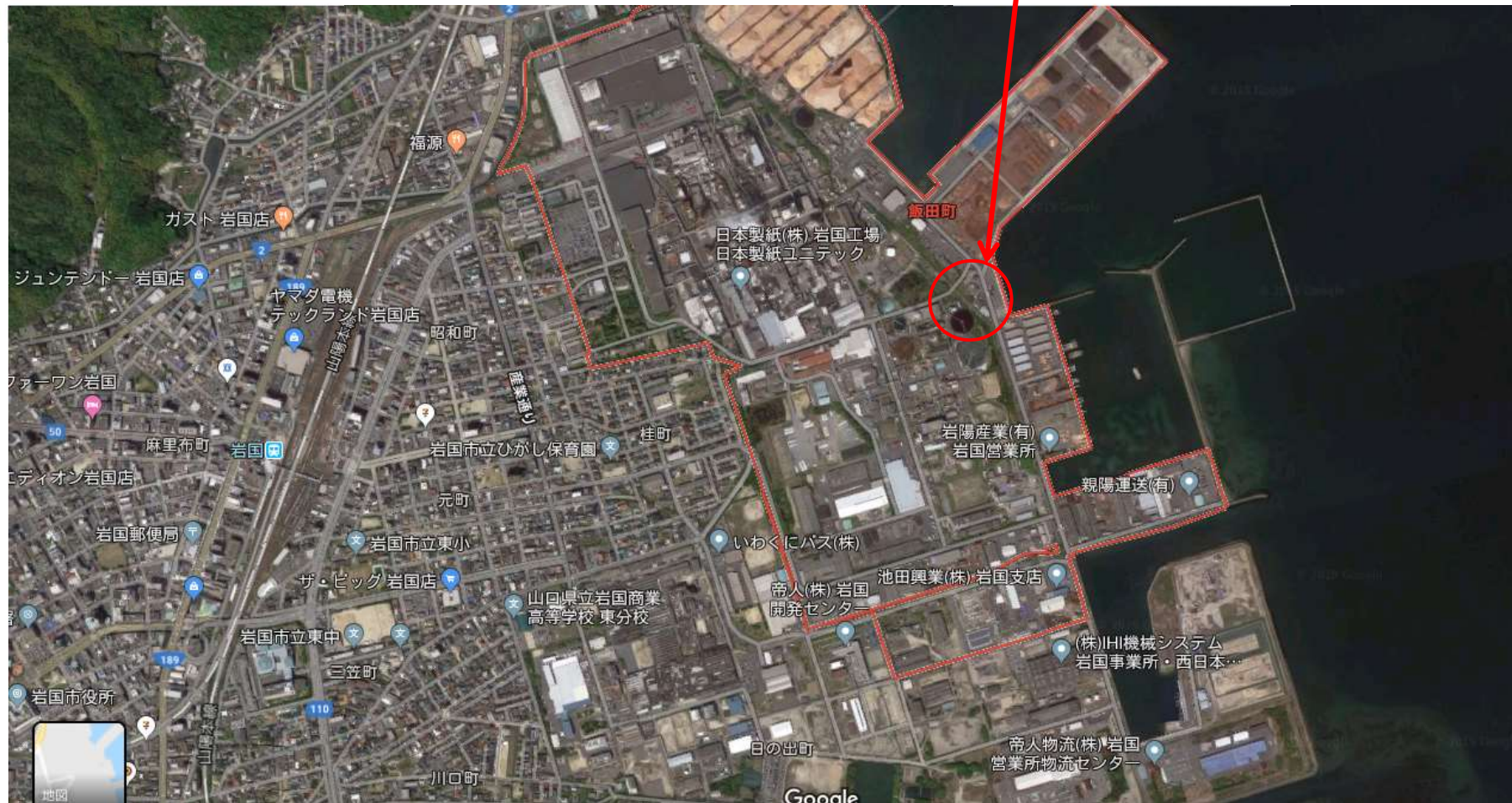
仕 様 書

- 1 本業務は、樹木伐採及び草刈処分である。
- 2 対象面積は約 5 0 0 m²。(現場は足場が不安定であるため注意)
- 3 業務時間は、平日の 8:3 0~1 7:1 5 までとする。
- 4 契約期間は、令和 8 年 1 1 月 5 日~令和 8 年 1 2 月 2 8 日の間
- 5 完了後は、業務実施前後の写真を提出し、契約担当者の検査を受けること。
- 6 伐採枝、刈草については一般廃棄物となるため、一般廃棄物収集運搬業の許可を有していない場合は、着手前に岩国市へ問い合わせのうえ、手続きを行うこと。

(※岩国市によると、公的機関(国または山口県)からの委託業務については、「限定許可」が可能とのことです。)

位置図

飯田町二丁目





↑撮影位置の番号は、別添写真の番号と合致します

①



② フェンス奥側の範囲となります↓



③



④



参考：令和6年度撮影（フェンスそば）↓



参考：過去発注（R 6）の成果品写真

飯田町 2 丁目樹木伐採及び草刈り処分業務 作業報告写真

作業前



作業後



作業前



作業後



作業前



作業後



飯田町 2 丁目樹木伐採及び草刈り処分業務 作業報告写真

作業前



作業後



作業前



作業後

